

○ 長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法施行令第二条第三号及び第四号、同令第六条前段において準用する銀行法施行令第五条の二第二項第二号並びに長期信用銀行法施行規則第四条の五第一項第八号、第十二条の四の四第一号イ及び第二十六条第一項第三号に規定する剰余金及び引当金等</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四第一号イに規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>2 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>2 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>